

熊本学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

1. 目的

この要領(以下、対応要領)は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、法)」に基づく、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針(以下、対応指針)」に即し、熊本学園大学(以下、本学)の業務における障害を理由とする差別の解消の推進に関して、全ての教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

1) 障害者

法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断されることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

2) 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3) 学生

本学の学部学生及び大学院生、留学生、交換留学生、委託生、特別聴講学生、派遣聴講生、科目等履修生及び研究生をいう。

4) 学生等

前号に定める学生のほか、本学に入学を希望する者、本学が主催する行事、講義、講演会等に参加する者をいう。

5) 事前的改善措置

施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得、利用及び発信のための情報アクセシビリティの向上等、環境の整備を行うことをいう。

6) 建設的対話

障害者本人の意思を尊重しながら、本人と本学が互いの現状を共有及び認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話合いのことをいう。

3. 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、提供にあたって場所や時間帯など制限すること、又は障害がない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。

なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取り扱いではない。

正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者に対してその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。その際、本学と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図るものとする。

4. 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮の提供とは、障害者が他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有し、又は行使することを確保するために、大学が必要かつ適当な変更及び調整を行うことであり、障害者に対し、その状況に応じて、大学において教育を受ける場合に個別に必要なものとされるものであり、かつ、体制面、財政面において、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

過重な負担に相当するか否かについて、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、以下の各号の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は過重な負担に当たると判断した場合には、障害者に対してその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めなければならない。その際、教職員と障害者の双方が、お互いの相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択を含めた対応を柔軟に検討する。

- 1) 教育研究活動等への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- 2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 3) 費用・負担の程度
- 4) 本学の規模
- 5) 財政・財務状況

合理的配慮は、本学の教育及び研究、その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、本学の教育及び研究、その他本学が行う活動全般の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことをいう。

合理的配慮を提供するにあたり、障害者が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持することとし、教育方法については、情報保障、コミュニケーション上の配慮を行うこと、また、試験、成績評価の実施にあたっては、教育目標や公平性を損なう評価基準の変更や、合格基準を下げるなどの対応は行わないよう留意しつつ、配慮を行う。ここで示すもの以外は合意的配慮として提供する必要がないというものではなく、個々の障害者の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されるものとする。

5. 支援体制

全学的に組織された委員会において、本学における支援方針や障害者への支援内容を検討する。この委員会を中心として、全学における障害者支援の推進に取り組む。また、インクルーシブ学生支援センターが、専門的なアセスメント及び支援の提供に応じる。実際の支援については、障害者が所属する学部・学科、科目担当教員、その他関係部署等の全学の関係者が連携し、協力体制を築くよう努めるものとする。

6. 不当な差別的取扱いの禁止

教職員は、障害者に対して、別に定める留意事項の示すところにより、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

7. 合理的配慮

教職員は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供しなければならない。特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。また、障害のある性的マイノリティについても同様に留意する。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行う。

意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

教職員は、前述の合理的配慮の提供を行うにあたり、別に定める留意事項に留意するものとする。

8. 相談窓口

学生およびその家族その他の関係者からの相談に対応するための相談窓口は以下のとおり指定する。

また、必要に応じて、相談に対応する職員の確保・充実を図るものとする。

- 1) インクルーシブ学生支援センター
- 2) 大学院事務室

9. 本学への入学希望者への対応

入試実施において特別な配慮・支援を必要とする本学への入学希望者本人からの事前申請があった場合は、入試課及び大学院事務室を相談窓口とし、原則として大学入学共通テストに準じて特別措置の対応をとる。

10. 紛争の防止等のための体制の整備

障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、下記のとおりとする。

- 1) インクルーシブ学生支援全学委員会
- 2) 差別と人権に関する委員会

11. 事前的改善措置の推進（基礎的環境整備）

本学は、不特定多数の学生のニーズを念頭に、第2項第4号の環境整備等の事前的措置の推進に努めるものとする。

12. 研修・啓発

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対して対応要領の周知徹底をはかり、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務及び役割についての教育や啓発活動を行う。加えて、障害特性を理解するとともに、学生等へ適切に対応するために必要なマニュアル等を整備し、意識の啓発を行う。

また、新たに教職員となった者に対しては、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるために、研修を実施する。

13. 情報公開

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう、障害者に対する支援方針、相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページに掲載する等の方法により学外に公開することに努めるものとする。

14. 対応要領の見直し

本学は、技術の進展、社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらすとともに、実施に伴う負担を軽減し得ることを鑑み、必要に応じて対応要領を見直し、適時、充実を図るものとする。この際、不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の具体例の集積等を踏まえるとともに、国際的な動向も勘案し、内容の修正を図る。

また、法及び対応指針の見直しに併せ、対応要領も見直すものとする。

15. 懲戒処分等

教職員が、障害者に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、熊本学園大学就業規則第3条第2号に規定する職務上の義務に反し、または職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。